

法人市民税の紙の申告書等について 事前送付をとりやめます



廃止時期と対象法人

時期 **令和 5 年 4 月以降** に終了する事業年度

対象 ● 前事業年度の申告を電子申告（eLTAX）した法人

● 電子申告義務化の対象となる大法人（※）

※内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額
または出資金の額が 1 億円を超える法人等

送付をやめる書類

- 申告書
- 別表等

これまで送付していた様式は

芦屋市 HP からダウンロードが可能です。



納付書は引き続き送付します

その他

- eLTAX を利用されていない法人様へは引き続き申告書・納付書の送付をします。
- eLTAX を利用されていない場合においても、今後本市より事前送付が不要であれば

下記までご連絡ください。

【問合せ先】 〒659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号

芦屋市役所課税課管理係（30 番窓口） / TEL 0797-38-2015（直通）